

第 2 8 2 回

国有財産関東地方審議会議事録

令和 7 年 9 月 4 日

三田共用会議所

4 階「第 4 特別会議室」

關 東 財 務 局

目 次

1. 開 会 -----	1
2. 事務局紹介 -----	1
3. 関東財務局長挨拶 -----	2
4. 諮問事項審議等 -----	3
諒問事項	
第 1 諒問	
千葉県柏市藤ヶ谷に所在する財産を柏市に対し、学校給食センター敷地 として時価売払い及び減額売払いすることについて -----	3
第 2 諒問	
東京都府中市浅間町に所在する土地を府中市に対し、道路用地として無 償貸付けすることについて -----	1 9
了解を求める事項	
東京都立川市錦町4丁目に所在する土地を立川市が道路として都市計画 決定することについて -----	3 1
5. 閉 会 -----	3 6

午後 3 時 00 分開会

1 開 会

○上條会長

本日は少し暑さは緩んだとはいえ、大変蒸し暑い中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。

只今から第 282 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、委員の出席状況について報告いたします。本審議会は、国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととなっております。本日は、委員 12 名中 8 名の方のご出席をいただき、半数以上となっておりますので、本日の審議会は有效地に成立しておりますことを報告します。

2 事務局紹介

○上條会長

審議に入る前に、事務局が新体制となりましたので、それぞれ紹介をお願いいたします。

○中野管財第 1 部長

管財第 1 部長を拝命しました中野でございます。よろしくお願ひいたします。

7 月の人事異動により、関東財務局長及び事務局の体制が変わりましたので、ご紹介させていただきます。

まず関東財務局長の後藤でございます。

○後藤関東財務局長

後藤でございます。どうぞよろしくお願いします。

○中野管財第 1 部長

管財第 2 部長の上乗でございます。

○上乗管財第2部長

上乗です。どうぞよろしくお願ひします。

○中野管財第1部長

管財第1部次長の小原でございます。

○小原管財第1部次長

小原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中野管財第1部長

管財第1部次長の山口でございます。

○山口管財第1部次長

山口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中野管財第1部長

管財第2部次長の久保野でございます。

○久保野管財第2部次長

久保野です。よろしくお願ひいたします。

○中野管財第1部長

管財第2部次長の上田でございます。

○上田管財第2部次長

上田でございます。よろしくお願ひいたします。

○中野管財第1部長

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 関東財務局長挨拶

○上條会長

それでは、関東財務局長から挨拶がございます。後藤局長よろしくお願ひします。

○後藤関東財務局長

関東財務局長の後藤でございます。先ほど事務局より紹介のありましたとおり、今年の7月に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。第282回国有財産関東地方審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用のところ、本審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

また委員の皆様方におかれましては、日頃より国有財産行政をはじめ、財務行政全般につきまして、ご指導、ご支援を賜っておりますことを、御礼申し上げます。

本日の諮問事項ですが、2件ございます。

1件目は、千葉県柏市藤ヶ谷に所在する財産を柏市に対し、学校給食センター敷地として時価売払い及び減額売払いすることについてございまして、柏市の老朽化した学校給食センターを国有地へ移転することにより、十分な給食提供体制を確保しようとするものです。

2件目は、東京都府中市浅間町に所在する土地を府中市に対し、道路用地として無償貸付けすることについてござります。こちらは国有地の一部に道路を整備することにより交通網の拡充を図ろうとするものです。

また、ご了解をいただく事項として、東京都立川市錦町4丁目に所在する土地を立川市が道路として都市計画決定することについてがございます。立川市において西国立駅前に交通広場を含む道路を整備する計画があり、国有地の一部にかかることから、都市計画決定に先立ちまして、予め当審議会にお諮りするものです。

以上、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

○上條会長

ありがとうございました。

4 諒問事項審議等

○上條会長

それでは関東財務局長から諮問がありました2件について審議に入りたいと思います。

第1 諒問

千葉県柏市藤ヶ谷に所在する財産を柏市に対し、学校給食センター敷地として時価売払い及び減額売払いすることについて

○上條会長

第1諮問は千葉県柏市藤ヶ谷に所在する財産を柏市に対し、学校給食センター敷地として時価売払い及び減額売払いすることについて審議いたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○上乗管財第2部長

改めまして、管財第2部長の上乗でございます。第1諮問についてご説明いたします。

本件は、千葉県柏市藤ヶ谷に所在する元宿舎敷地を柏市に対し、学校給食センター敷地として時価売払い及び減額売払いしようとするものでございます。

2ページ、「位置図」をご覧ください。図面中央に赤枠で表示した箇所が対象財産であり、千葉県柏市の南部、東武野田線「高柳」駅の東方約2.8キロメートルに位置しております。

3ページ、「案内図」をご覧ください。対象財産及び周囲の状況について、ご説明いたします。

対象財産は、7,648平方メートルの未利用地であり、赤枠で表示した箇所となっております。また、対象財産の南西には、海上自衛隊下総航空基地が所在しております。

4ページ、「現況写真」をご覧ください。対象財産は、赤枠で囲んだ箇所でございます。

現況は、東西約90メートル、南北約120メートルの平坦地であり、用途廃止済みの宿舎が青枠の写真のように2棟存置されております。

また、都市計画上は、市街化調整区域に指定されており、建ぺい率は60パーセント、容積率は200パーセントとなっております。

5ページ、「学校給食施設の整備方針」をご覧ください。柏市における、学校給食の全体像として、学校給食施設の整備方針や整備計画についてご説明いたします。

まず、上段の囲みでございます。柏市では、令和6年3月に改訂した柏市学校給食将来構想において、学校給食の現状と課題等を踏まえ、5つの基本方針として、「安全・安心な給食を提供する」、「栄養バランスの取れたおいしい給食を提供する」、「食物アレルギーに対応した給食を提供する」、「食育を推進する」、「将来にわたり安定的な給食提供体制を構築する」ことを掲げており、これらの方針は、学校給食を子どもの健

やかな成長につなげるための目標にもなっております。

また、今後の学校給食提供方式については、自校方式調理場を維持していくことを基本とし、学校給食センターは建替えることとされております。

更に、下段の図みのとおり、令和6年3月に策定された「柏市学校給食施設整備計画」においては、現在の学校給食センターは老朽化が進行しており、万が一事故等が発生した場合は、その影響が11校、約5,000食に及ぶこと、また、新しい学校給食センターは、自校方式調理場の改修等工事期間中に、代替して給食を提供する役割を担うことから、最優先で新しい学校給食センターの整備を進めるものとされております。

6ページ、「学校給食提供体制の現状」をご覧ください。柏市における学校給食提供体制の現状について、ご説明いたします。

柏市の学校給食提供方式には、学校の敷地内に調理場がある自校方式調理場と、複数の学校の給食を調理する学校給食センターがございます。

左側の図には、自校方式調理場の配置状況をピンク色の丸で、現在の学校給食センターを白丸で、その学校給食センターから給食の配送を受けている小学校及び中学校を青丸で表示しております。

現在、自校方式調理場は、市内小学校及び中学校、合わせて52校に設置されており、学校給食センターから給食の配送を受けている小学校及び中学校は、合せて11校でございます。

自校方式調理場については、右上の図みに記載しましたとおり、施設の全体の約34パーセント以上が築40年以上を経過し老朽化が進んでおります。

また、文部科学省の告示で、学校給食における衛生管理の基準である「学校給食衛生管理基準」に適合していない施設が多数ございます。

このため、柏市としては、自校方式調理場の改修等工事を進める必要がございますが、工事期間中は児童生徒に給食を提供できないことが課題となっております。

一方で、その下の図みに記載しましたとおり、現在の学校給食センターは、1日に、配送先である11校分の給食、約5,000食を調理しております。なお、調理設備が小さいことから、1回で5,000食を調理することはできず、2回に分ける「2回転調理」をしている状況となっております。

また、施設は昭和53年の建築で、築47年を経過しており、学校給食衛生管理基

準に適合しておりません。

従いまして柏市においては、学校給食センターについても施設の老朽化が著しく、安全面や衛生面での早急な改善が課題となっております。

また、学校給食センターには、自校方式調理場の改修等工事期間中に代替して給食を提供する役割も求められているところでございます。

7ページ、「必要性・緊急性①」をご覧ください。現在の学校給食センターの現状と課題について、ご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在の学校給食センターは、築47年を経過し老朽化が著しく、特に給排水設備が耐用年数を超過していることから安全面や衛生面で早急な改善が求められています。

また、学校給食衛生管理基準に適合しておらず、十分な衛生管理環境が確保されていない状況であり、作業方法の工夫によって適切な衛生管理となるよう対応しているため、調理現場の負担が大きくなっています。

更に施設が狭隘であり、導入できる設備が限られることから、調理食数や使用できる食材、献立、調理方法に制限が生じております。具体的には、炊飯設備がなく、ご飯の炊飯を外部に委託しているほか、食物アレルギーに対応した給食の提供ができないといった状況にあります。

なお、柏市では学校給食センターと同様、自校方式調理場についても学校給食衛生管理基準に適合した施設となるよう改修等工事を進めることとしており、改修時には給食の提供ができなくなるため、学校給食センターが代替して給食を提供する役割を担うことが求められますが、ご説明しましたように、現状では十分な調理体制が確保されていないことから、自校方式調理場の改修を進めるためにも、最優先で学校給食センターの整備を進めていきたいとしております。

8ページ、「移転計画」をご覧ください。左側の図でございますが、現在の学校給食センターは白丸で示しましたとおり、柏市の中南部に位置しております。敷地面積は5,115平方メートルで、施設の延床面積は1,082平方メートルとなっております。

後ほど詳しくご説明いたしますが、現在の敷地では建替えができないことから、右下方向の矢印の先に赤丸で示しました対象財産を取得し、移転建替えを計画しているものでございます。

また、学校給食衛生管理基準において、調理した食品は2時間以内に食べられるようになることが推奨されていることから、新しい学校給食センターは、配送校への配達時間が30分以内、距離にして10キロメートルの圏内となる場所に移転する必要があります。

赤色の大きな円が対象財産から配達可能な範囲を示したものであり、対象財産はこれらの立地条件を満たす適地でございます。なお、柏市はこれらの条件を満たす土地は保有しておりません。

更に、新しい学校給食センターは、赤色の大きな円の枠内に所在する自校方式調理場の改修等工事を実施する際には、代替して給食を提供する計画となっております。

9ページ、「必要性・緊急性②」をご覧ください。学校給食センターが現在の敷地で建替えられず、移転建替えが必要となる理由についてご説明いたします。

学校給食センターは、建築基準法上、工場の扱いとなりますため、原則として、市街化区域の工業系用途地域に建築する必要があります。但し、学校給食センターは公益上必要な建築物として位置づけられるため、建築基準法上、市街化調整区域に建築することも可能となっております。

一方で、現在の学校給食センターの敷地は第1種住居地域に所在しているため、現地建替えをすることができないことから、工業系用途地域又は市街化調整区域に移転建替えをする必要があり、柏市で適地を検討した結果、市街化調整区域に所在し、現在の配送校への給食提供が可能かつ移転建替えに必要な敷地面積を確保できる対象財産に対して取得要望があったものでございます。

10ページ、「利用計画図」をご覧ください。今回、柏市が整備しようとする学校給食センターは、地上2階建て、建物の延床面積は、約5,300平方メートルを予定しており、給食の調理室や食器などの洗浄室のほか、食育のための見学コーナーなども設置する予定でございます。

また、想定調理食数は、配送校11校に対する約5,000食のほか、自校方式調理場の改修等工事時に代替して給食を提供するためとして、更に約2,000食の調理を可能とするため約7,000食を予定しております。

11ページ、「今後のスケジュール」をご覧ください。事業計画でございますが、柏市は令和8年3月までに対象財産を取得し、令和8年度に事業者の選定と設計を実施のうえ、令和9年度から整備工事を行い、令和12年度から供用を開始する予定とし

ています。

12ページ、「処分条件等」をご覧ください。最後に本件の処分条件等について、ご説明いたします。

契約方式につきましては、会計法令の規定に基づき随意契約によることとなります。

また、処理区分につきましては、財務省通達に基づき時価売払いをする面積と減額売払いをする面積を算定し、売払いすることとなります。

なお、財務省通達に基づき、学校給食センター敷地として用途指定及び買戻し特約を付すこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○上條会長

ありがとうございます。

それではただいまの説明につきましてご意見ご質問等がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員

ご説明ありがとうございました。2点ほどお伺いします。

7ページの「必要性・緊急性①」2つ目の○印、学校給食衛生管理基準についてですが、十分な衛生管理環境が確保されていないということで、それに対して現在給食を作っている際に、どういうふうに対応されているのかということを、具体的に伺いたいと思います。どの部分が基準に合致していないのかということを含めてお願ひします。

それともう1点、8ページの「移転計画」ですが、現在の学校給食センターから対象財産の南の方に移転するということで、センターから配送されている学校はすべて10キロメートル圏内、配送時間30分以内というところに入ると思いますが、自校調理の学校は、この赤い円の範囲外に多くあります。そういうところを改修して、改修期間中に配送するわけですよね。例えば柏市の北の方のところからすると、センターの場所がかなり遠くなるわけですけれども、その点での問題は生じないのか。以上2点お伺いしたいと思います。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

最初の学校給食衛生管理基準について、どのようなところが対応できていないのかという点ですが、例えば、食品の下処理と調理を同じ部屋で行わなければならない、いわゆる汚れたものと調理する場がありますと、食中毒といった可能性が出てくることがある。また、返却された食器の搬入所、洗浄室、そういった汚染区域と調理室や配膳室のような非汚染区域を同じ部屋でやらなければならない。本来であれば別々の部屋で実施すべきものが、同じ部屋で行われている状況になっている。具体的には例えば物理的な棚で区分をして、その作業スペースが重複しないように工夫をするといった対応がとられていると聞いております。

また、移転計画の北の方の関係ですが、赤い円以外の北の方で自校方式の調理場の改修工事に合わせて、少し規模を大きくする学校がございまして、そこから赤い円以外のところへ配送することになっておりまして、柏市としては給食センターはこちらだけですが、北の方についても対応できる形で改修を進めていくと聞いております。

○長谷川委員

確認ですが、自校方式で改修するところに改修期間中に配送する場合、全部がこの新しい学校給食センターだけで対応するわけではないということですね。そうだとすると、自校方式の学校の改修への対応としては、全体のうちどれぐらいの学校について学校給食センターとしての対応を考えているのでしょうか。

○上乗管財第2部長

具体的な11校以外の改修工事に給食を配給するという校数は、赤い円のところで小学校が16校、中学校は8校の24校が改修時のその配送の対象になるということです。

○長谷川委員

その他は規模を大きくした学校から配送するということでしょうか。

○上乗管財第2部長

24校が今回の下の赤丸のところに書いてありますと、その他は規模を大きくした学校から配送すると聞いております。

○上條会長

よろしいですか。

この給食センターが供用開始するのは令和12年度ですよね。それまでの間に、北側の自校調理場を、自校給食を調理している場所を改装して大型化するということをやろうとしてるわけですよね。そこを改修するときも、そこに一時、配送しなければいけなくなりますよね。それは現給食センターから行くのですか。大型化するときに改修しますよね。そこは動かない、操業停止になるわけなので、どこからか配送しなければいけなくなる。それは現給食センターから行くという格好になって、順番にやっていくということになるのですか。

あまり本筋の議論と違うけど何かよくわからないという。一番南側にあるというのが抵抗感を感じる部分ですよね。一番南にあってカバーできない。

○上乗管財第2部長

北の方ですね、小学校の長期間の改修時に配送を開始しますが、その際に、今の給食センターから配送するということは確認しておりませんが、現在の調理食数が5,000食で、11校分しか対応できないので、実際のところは、北の方まではまだ現状では対応できないということになっております。

○上條会長

皆さん多分感じられるのは、今回の予定地が一番南ですよね。全体をカバーするには適切ではないのではないかという感じが、一目で分かるということで、それに対してはどうなのかなということだと思うところですよね。

○上乗管財第2部長

柏市におきましては、自校調理方式の調理場を原則として、現在の学校給食センターから配送する給食センターを建替えるという基本方針を定めておりますので、あくまでも自校方式調理場を改修していくということがまず基本方針として柏市は立てている。ただ現在の給食センターも非常に手狭で老朽化しておりますので、11校に対応しているその給食センターについては引き続き11校の配送は間違いなく行われるような場所に移転し、自校調理方式の調理場の改修は改修でそれぞれ独自にそれぞれの学校が進める。ただその赤い円の中については、自校調理方式の調理場の改修時には給食センターが代替して給食を配送していくことになります。

○上條会長

そうすると、赤い円の中で代替して配送できるので、その中のいくつかの中で、多分大きい調理場を作って、北側に配送できるような仕組みを、その次の段階としては

やろうとしてらっしゃると考えればいいのですか。

○上乗管財第2部長

赤い円の外の北側で1校大きな調理場にする学校がありますので、そちらの学校から北側の学校の調理場の改修時に配達することになります。

○上條会長

井岡委員どうぞ。

○井岡委員

ありがとうございます。緊急性は大変よくわかりました。

そこは問題ないと思いますが、質問というか感想なんですけれども。

まず人口ですね、これから子供が減っていくことに対して、学校が減らないのか。統合などが起きないのかということと、距離的なこともあります、新しい給食センターの規模が気になっておりまして、今現在は11校で5,000食でプラス2,000ということは、せいぜいあと2校ぐらいだと思います。

2校、3校という数字が出てきますが、今ほどもご説明ありました、柏市は原則自校方式を進めたい。私も保護者や子供の立場からいえば、自校方式が望ましいと考えていると思います。アレルギー対応とか、それから距離的な問題ですね、運ぶ必要がないということで、それでも経済を考えますと、柏市が全ての学校にすぐに作るというわけにはいかないことはよく分かりますので、そのためにここに給食センターを持っていくということはよくわかります。問題は人口の縮小ですね。それに対して、この今の規模が適正なのかというところをお聞きしたい。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

柏市の人口ですけれども、2035年をピークに減少局面に入っていくだろうと、柏市は見込んでおります。

児童数ですけれども、人口が2035年頃をピークに減少局面になりますので、児童生徒数については、現在から横ばいで推移し、徐々に減っていくだろうと柏市は見込んでおります。

現在の給食の5,000食でございますけれども、柏市によりますと、大体現在の児童数の4,400食、あとは先生など、その1割増しがらいだろうということで、約5,000食あれば、配達を予定している11校は大丈夫だろうと。さらにプラス

2,000食ということでございまして、柏市の今の財政状況であれば改修が年1校から2校で計画しております、2,000食のバックアップ体制があれば、十分改修工事への対応ができるだろうとしております。

○井岡委員

ありがとうございます。

あとは例えば北の学校の場合の運ぶ距離とか、その辺りはその後の問題かなと思いますが、今のご説明ありがとうございます。わかりました。

○上條会長

西尾委員どうぞ。

○西尾委員

ご説明ありがとうございます。

私の方からまず質問を2点させていただきたいのですが、1つは現在の学校給食センター、第1種住居地域ということですが、こちらは新センターに移転した後の土地の利用の見通しはどうなっているのかということが1点。

2点目は、4ページ、「現況写真」ですが、こちらで今回国有財産の一部を新しい給食センターとして利用するということですが、東側の残地の利用計画はどうなっているのか。2点お伺いいたします。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

まず1点目の現在の給食センターの移転後の予定ですけれども、柏市に確認しましたところ、現在のところ未定ということでございまして、今後柏市において、具体的な利用計画を決めていくと聞いております。

続きまして現況写真の東側の土地でございますけれども、こちらの土地は国有財産ですが、現在防衛省の所管財産となっております。

また、宿舎が廃止され、防衛省から財務省に引き継がれる予定にはなっておりますが、境界未確定の部分があるということで、防衛省からの引き継ぎ時期がなかなか見通せないということであります、まだ財務省へ引き継ぎされておりません。

柏市において、西側の土地で十分学校給食センターの確保ができるということでございまして、東側の土地については、今後、財務省に引き継がれます、こちらは市街化調整区域であり、また南西に自衛隊の下総航空基地が所在する関係で、重要土地

調査法で注視区域となっており、民間の方に処分しにくい土地でございます。柏市に確認しましたところ、防災倉庫などで東側の土地についても利用を考えたいとの意向があると聞いておりますので、今後は柏市と連絡をとりながら、東側の土地についても利用計画を立てていきたいと考えております。

○西尾委員

ありがとうございます。

それでは2点の意見を申し上げたいと思います。

1点目は今ご説明がありました、国有財産の長期的な視点で見た計画的な利用についてです。こちらは市街化調整区域ですので、本来、市街地として積極的に土地を活用する場所ではないわけですけれども、市街地の間に残されている土地ですので、事実、このような形で必要性・緊急性に鑑みて土地利用を図ることになります。今回は妥当な判断とは思いますが、切り取り的な利用を重ねた結果、後から見たときに、全体の合理性を失うということがないように、地元行政の柏市さんには、長期的目線で見て計画的な土地活用を考えていただくということをぜひお願いしたい。

また、先ほどの現学校給食センターの跡地の活用等、公共財産の利用を一体的に考へるということもお願いをしたいと思います。

2点目が先ほど話題になりました8ページ目の図面です。現在の対象財産を中心に赤い枠が描かれていますが、その中には松戸とか鎌ヶ谷、我孫子といった市町村も範囲に入ってきます。

給食というのは基本的に市町村によって個別に運営されているものなので、原則は、自前で全部頑張ることになりますけれども、こういった形で、国有財産を活用することになった場合に、長期的な目線で見ると、人口減少だとか、人材不足など、各市町村ともに共通して給食事業で苦慮されていることも気になってきます。少し広域的に合理的対策を考えるとか、検討するという目線もあってもいいのではないかと感じまして、調べてみたところ、現状で決して数多くはないですが、例えば沖縄県であるとか香川県であるとか、広域市町村で一体で給食センターを設置をする、し直すといった事例もあるようです。或いは、例えば米飯炊飯機能を共同化させて、複数の市町村に配置をするという例もあって、給食センターというのはPFI事業のようなことが進んでいる領域ですので、市町村というカテゴリーにとらわれずにこういった機能をどう生かしていくかという目線もあって良いのではないかと思いました。

当然のことながら、当該市町村からすれば、かなり困った状態になって、国有地を使わせて欲しいということになりますので、当面の手当をするということの繰り返しになりますが、国有財産側から見れば、せっかく使ってもらうのに、やはり特定の市町村だけではなく、広域的な行政需要や、困りごとを解決するように、ぜひ使ってもらいたいという視点もあります。県のお考えも重要かと思いますが、やはり市町村側にも、そういう視点で、合理的に国有財産を活用いただけるように入念に検討していただきたいなと考えた次第です。以上です。

○上乗管財第2部長

大変貴重なご意見ありがとうございます。

最初の1点目なんですけれども、柏市におきましては、東側の土地で防災倉庫と申し上げましたけれども、給食センターと、防災倉庫なども整備しまして、近くに自衛隊の基地もありますので災害拠点として対応できる機能を持たせるという、柏市としては構想段階だと思いますが、そういうものもあります。2つ目の広域的な利用というところに繋がるかもしれません、災害拠点になれば、1市町村ではなく、広域的な防災拠点になるであろうと思います。現在の給食センターについて、2,000食のバックアップ分については、例えば災害時にはその他の市町村に提供するなど、そういうことも可能になるのではないかと思いますので、今の意見も踏まえ、柏市に伝えながら、出来上がった施設の有効活用ということも、柏市に対してこちらからも伝えていきたいと思います。ありがとうございます。

○上條会長

澤野委員どうぞ。

○澤野委員

この諮詢に対しては私は問題なく了解という意見です。ただ、7ページのご説明で、さきほど、「今、十分な衛生管理環境が確保されていない現状の学校給食センター」という指摘がありました。11ページには新しい方の供用開始が令和12年度とあります。そうすると今後5年間衛生管理環境が確保されていない状態で、よいのだろうか。現場でもこういう状況を知りつつ、先ほどの下処理と調理を区切っているという説明だけで良しと言っていいのだろうかという点が気になりました。

財務省が柏市にどれぐらい指導する権限があるのか、わかりませんけれども、その間ですね、事故がないようにしっかりしなさいということは、指示したほうがいいの

かなと思います。以上です。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

柏市も現在の給食センターは非常に手狭で設備も古く、ましてや、説明で申し上げましたように、衛生管理基準に適合していないと、そういうような状態で、調理する職員の負担がかなり重いということで、そこは柏市も十分認識されていますが、現状のままでは衛生管理基準に適合しておりませんが、工夫で何とか対応してはいるという状況ですので、事故がないように、改めて柏市の方には伝えておきたいと思います。

○上條会長

他にいかがでしょうか。斎木委員どうぞ。

○斎木委員

これは質問というより、意見に近いのかもしれません、現状は建物がまだありますね。市の方に建物を取り壊してもらうということだと思いますが、昨今、非常に建築関係費用が高騰してまして、自治体に限らず入札が不調に終わったり、或いは工事が途中で、事業自体がキャンセルになったりなど、そんな事案もありますので、スケジュールを出していただきましたが、事業者選定などにあたってはですね、その辺りの建築費の動向も踏まえて、丁寧な事業計画を作っていただいて、せっかくこういったいろいろな手続きを進めたにも関わらず、事業がストップしてしまうという事態にならないように進めていただきたいなと思います。以上です。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

柏市については、給食センターの喫緊の課題で対応を迫られていますので、委員のご指摘ありましたように、事業はちゃんとスケジュール通りに進むように改めて申し上げるようにしていきたいと思います。

○上條会長

他にいかがでしょうか。金野委員どうぞ。

○金野委員

内容に関してはとてもよく理解できました、どうもありがとうございます。

基本的なことですが、私も聞き逃したかもしれません、最後のご説明で、買い戻し特約が付くということがございました。どういう内容なのか、教えていただけます

でしょうか。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

買い戻し特約につきましては、重要土地調査法に基づく注視区域に設定されておりまして、売却する場合には、買い戻し特約を付すということが財務省通達に定められております。

その理由ですが、いわゆる安全保障上、好ましくない使われ方をされた場合に、そういう利用を中止させるために、究極的には買い戻しをすると、国の所有に戻して、その利用を中止させるということを最終的に担保するように買い戻し特約を付すとされております。

○金野委員

わかりました。どうもありがとうございます。

○上條会長

よろしいでしょうか。入江委員どうぞ。

○入江委員

私の方からこれもお願ひになるかと思います。

一つはこの新しくできる学校給食センターですね、学校の給食センターなので、当然子供たちのための施設ですから、この地域の子供たちが笑顔になったり、喜んでもらいたい、誇りを持てるような給食センターにして欲しいというようなことを柏市にお願いしていただければということが一つですね。

この場所の建物が47年経過していますが、これは2005年の平成の大合併でこの町が柏市に編入されたわけですね。もともとここは沼南町という町でした。

この11校は皆沼南町の小中学校です。その時に造られたのが今のこの給食センターですね。ですからこの給食センターは柏市が造ったのではなくて沼南町が造っています。

それを今リニューアルしようということであると思いますが、こういった場所は市街化調整区域という話もありましたけれども、農業地域であって食や農業の盛んな場所もあります。

そういうポテンシャルを十分活かして、食育を進められるような給食センターですとか、この市町村合併されたこの沼南町の子供たちが、要は同じ税金で柏市の中に

編入されているわけですから、要は平等ですね、そこはきちんと学校給食が使えるようですね、差別がないようにしていかなければいけないと思いますので、自校方式が最も望ましいわけですけれども、一方で、こここの場所は子供の数もそうなのかもしませんが、そういう意味で給食センターを作らざるをえないということかもしれませんけれども、この学校給食センターが地域の子供たちにとって誇りを持てるような施設にすることによって、地域の自慢になればいいかなと思います。

あともう一つは、これもお願いできればと思いますが、すぐ隣に基地があり、基地そのものが防災拠点にもなっています。この学校給食センターが有事のときにも活用できるように、いわゆる災害時には、この学校給食センターが炊き出したとか、そういうこともできるような、要は非常時の対応もできるような施設を整えていくということを、もう今のうちから、そういうことも考えて造っていけるようになればというようなことを要望いただければと思います。以上です。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

まず1点目の給食センターの食育の件でございますけれども、新しく作る給食センターには見学コーナーを作つて、実際に児童に給食を調理しているところを見学できるスペースを確保すると聞いております。

現在の給食センターは狭隘で設備が少ないものですから、2回転調理ということで稼働している。そうなると、2回調理しなければいけないので手の込んだ献立が作りにくいということを聞いております。新しい学校給食センターになれば、5,000食を1回で調理できることになりますので、バラエティーに富んだより良い給食ができる、献立もメニューも豊富になると柏市から聞いておりますので、そういう面では子供たちにとって、さらに美味しい、より良い献立が提供できることになりますので、子供たちの喜びにも繋がるという施設になるのではないかと考えております。

あと2点目の基地との非常時の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、災害時には自衛隊と協力しながら、炊き出しなどで給食センターを使えるということで、柏市は想定しておりますので、あと将来計画としては横に防災倉庫も整備して、災害時に対応する拠点としての構想があるということでございますので、非常時についても施設が有効に使われるよう柏市は考えてございます。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょう。

1点だけお聞かせいただきたいのですが、先ほどもお話が出ましたけど建物が2,936平方メートル建っていますよね。これは当然ながら柏市側が解体工事をして壊すということになるので、処分条件の中に数量としては入っているけれども、売却対価は当然ゼロになると思います。逆にその土地代から解体工事を差し引かれるというようなことになると思うのですが、時価売払いと減額売払いというのはどのように案分されて分けられるのか教えていただけますでしょうか。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

減額と時価という形ですが、減額をする部分というのは、文部科学省が給食センターに対して出す補助金ですね。そういうものを国有地にも当てはめて、補助対象になる面積相当分を国有地についても何パーセント引きにしましょうと、いわゆる補助と対応した形で、リンクした形で減額しております。

○上條会長

それは、補助の分だけ減額するという格好ですか。

○上乗管財第2部長

そういうことです。

○上條会長

そうですか。

○上乗管財第2部長

補助金ではなくて、補助割合ですね、何パーセントという補助率がある。

○上條会長

つまり逆にその減額することによって、その減額率が補助率と相対しているということ。

○上乗管財第2部長

そういうことで、もちろん補助対象となる施設、いわゆる補助金の基準額、対象事業費が補助対象となる事業費分の何パーセントになりますので、その給食センターが補助対象となる施設割合を調べまして、その施設割合の何パーセントになりますので、同じように国有地についても、その補助対象となる施設の面積を算定しまして、そち

らの面積の何パーセントというふうに算定するようになります。

○上條会長

なかなかわかりにくい。

○上乗管財第2部長

すいません。

○上條会長

わかりました。そういうことで理解いたします。

他にはよろしいですか。

それではご意見が出尽くしたようですので、様々貴重なご意見をいただきましたので、ぜひ柏市との対応、並びに要望といったところでしっかりとお願ひをしたいと思います。

諮問通り決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長

ありがとうございます。それでは諮問通り決定いたします。

次に第2諮問の審議に移りたいと思います。

第2諮問

東京都府中市浅間町に所在する土地を府中市に対し、道路用地として無償貸付けすることについて

○上條会長

第2諮問は東京都府中市浅間町に所在する土地を府中市に対し、道路用地として無償貸付けすることについて審議いたします。

それでは事務局から諮問事項の説明をお願いいたします。

○上乗管財第2部長

それでは、第2諮問について、ご説明いたします。

資料は13ページからとなります。本件は、東京都府中市浅間町に所在する土地を

府中市に対し、道路用地として無償貸付けしようとするものです。

14ページ、「位置図」をご覧ください。対象財産は、京王線「東府中」駅、北方約1.2キロメートルに位置し、付近は戸建住宅のほか、都立府中の森公園、航空自衛隊府中基地等が所在する地域となっております。

なお、対象財産を含む、画面上緑色で表示されている範囲が府中空軍施設跡地の範囲です。

15ページ、「案内図」をご覧ください。対象財産は、赤色で表示した9,060平方メートルの国有地で、府中空軍施設跡地内に所在しております。財産の都市計画は、第一種低層住居専用地域、建ぺい率30パーセント、容積率50パーセントとなっております。

対象財産の南側で接道する美術館通りに接している箇所が、道路を拡幅する部分、621平方メートル、対象財産の西側で接道する小金井街道から、南側の平和通りをつなぐ、対象財産の中央箇所が、新設道路を整備する部分、8,438平方メートルとなります。

ピンク色で表示している部分は、現在、府中市に対して駐車場敷地として一時貸付けをしており、また、黄色で表示している部分は、旧通信施設として使用されていた工作物の解体等を行うため、現在、北関東防衛局に対して使用承認をしております。

対象財産と重なる箇所については、一時貸付け及び使用承認が終了した後に無償貸付けをする予定しております。

16ページ、「府中空軍施設跡地の活用状況」をご覧ください。対象財産は赤色で表示している部分となります。本跡地59.1ヘクタールにつきましては、地元地方公共団体を含む関係機関相互間で調整のうえ策定された利用計画に沿って、水色で表示した部分43.7ヘクタールの処理が完了しております。これにより、未処理財産は、今回の対象財産を含め、灰色及び黄色で表示している約15.4ヘクタールとなっております。

17ページ、「利用計画図」をご覧ください。こちらは、今回の対象財産を含めた未処理部分の利用計画図となります。この利用計画は、府中市が令和7年5月に府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画として策定したものであり、本件処理は、当該計画に基づく道路用地部分について、先行して処理を進めていくものです。

利用計画の概要について、ご説明いたします。緑色で表示しております公園用地に

つきましては、府中市の既存施設である平和の森公園や生涯学習センターの敷地と一体的に公園として整備し、公園内には総合体育館を整備するなど、機能を充実させることが検討されておりますが、公園や総合体育館の具体的な整備内容については、現時点では未定となっており、今後、府中市において、検討協議会等の実施を経て、具体化していく予定としております。

斜線で表示しております保全区域につきましては、本地内において希少な猛禽類であるオオタカの営巣等が確認されたことを受けて、生息環境を保全するための保全区域が設定されたものです。当該保全区域につきましては、府中市に残された最後の広大な土地であるため、引き続き、府中市と連携しながら土地利用について検討を進めて参ります。

今回の対象財産である道路用地部分につきましては、当該利用計画において、小金井街道と平和通りをつなぐ幹線道路の整備及び美術館通りにおける歩行者空間の確保が必要であるとされているものです。また、当該幹線道路につきましては、公園用地の整備の際に、工事車両の出入りに必要になることから、道路用地を先行して処理することとしております。

なお、今後、公園用地及び保全区域の処理を進めるに際しましては、改めて、処理の内容について審議会にご説明のうえ、ご審議いただきたいと考えております。

18ページ、「現況写真1」をご覧ください。こちらは、対象財産を空中から撮影した写真で、一部、基地として使用されていた当時の建物や工作物が残っておりますが、現況は大半が雑木林となっており、ほぼ平坦な土地となっております。

19ページ、「現況写真2」をご覧ください。こちらは、拡幅道路及び新設道路部分の現況を撮影した写真となります。

①につきましては、拡幅道路部分を西側から撮影したものです。現況では、歩道の有効幅員が1.5メートル未満となっており、通行に支障が出ていることから、約2メートルの拡幅を行い、歩道の有効幅員を3.5メートル以上とする計画となっております。

②、③につきましては、新設道路部分の西側及び南側の各接続部分を撮影したものです。こちらの箇所には、幅員約18メートル、片側で車道約5メートル、歩道約4メートルの新設道路を整備する計画となっております。なお、植樹枠については、両側の歩道に整備される計画となっております。

20ページ、「財産処理のスケジュール1」をご覧ください。対象財産の南側に接道する美術館通りの拡幅道路部分に関する処理のスケジュールをご説明いたします。

令和7年10月に道路区域を変更し、続けて無償貸付けを行いますが、現在一時貸付中の臨時駐車場から東側、点線で囲んだ部分は除きます。

その後、一時貸付面積を一部縮小した後、令和8年4月に当該点線部分の無償貸付けを行います。

拡幅道路部分の無償貸付けを受けた後、道路整備が行われ、令和9年3月の供用開始を予定しております。

21ページ、「財産処理のスケジュール2」をご覧ください。対象財産中央の新設道路部分に関する処理のスケジュールをご説明いたします。

令和7年12月に道路認定を行い、一時貸付中の臨時駐車場、図下側の点線で囲まれた部分の貸付面積を一部縮小した後、令和8年4月に無償貸付けを行いますが、図中央の点線で囲まれた部分、現在、使用承認中の旧通信施設部分は除きます。

その後、使用承認が終了した点線部分について、令和9年度に無償貸付けを行います。

新設道路部分の無償貸付けを受けた後、道路整備が行われ、令和15年度の供用開始を予定しております。

22ページ、「必要性・緊急性」をご覧ください。対象財産を道路用地として無償貸付けすることについての必要性・緊急性について、ご説明いたします。

対象財産の南側に接道する美術館通りの拡幅道路につきましては、「東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアル」で、歩道の有効幅員は原則として2メートル以上を確保することとされておりますが、現況では1.5メートル未満となっております。

このため、通行に支障が出ていることから、歩行者等の安全確保を早期に実現させる必要があります。

対象財産中央の新設道路用地につきましては、「府中市基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地利用計画」において、府中空軍施設跡地を活用し、総合体育館を始めとする必要な公共施設の移転・整備を目的とした公園整備が計画されており、公園整備に伴いまして、車両の交通量が府中市の想定では、夕方のピーク時に小金井街道で最大1.8倍、美術館通りで最大2.4倍に増加すると見込まれていることから、周辺道

路への影響を軽減させるため新設道路を整備し、交通量の分散化につなげることとしております。

また、公園の施設整備に合わせ、工事車両等の出入りに必要となる新設道路を早急に整備する必要があります。

以上のことから、対象財産を道路用地として処理することについての必要性・緊急性が認められるものと考えております。

23ページ、「処分条件等」をご覧ください。対象財産は、土地9,060平方メートル、相手方は府中市、利用計画は道路用地、処理区分は無償貸付けとなっております。

契約方式につきましては、会計法令に基づき随意契約によることとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問事項につきまして、ご意見ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員

確認させていただきたいのですが、今回の対象財産だけではなく、公園として利用する全体のところですが、オオタカも生息しているということで、保全区域を設けるということだと思います。このオオタカの生態系を維持していく上で、保全区域がここだけで大丈夫なのかなど、環境面での影響について、地元などからいろいろな議論や声が出ているのか、いないのか、その辺りはどうなのか、お伺いしたいと思います。

もう一つ、この道路を供用開始するにあたって、臨時駐車場がかなり削られると思います。現在、例えば公園とか美術館を利用する方用に臨時駐車場があるのかなと推測しますが、その利便性に問題はないのか。あるいはそこは当然ケアしてあるのか。その辺りはどうでしょうか。

以上2点お願いします。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

まず1点目の保全区域でございますけれども、こちらの方は東京都とも調整してお

りますし、学識経験者、有識者から意見をいただきまして、オオタカの保全に十分必要な範囲は確保できるということで、オオタカには影響ないであろうということで意見をいただいております。

あとは地元の方の意見でございますけど、特段反対が起きているという話は聞いておりません。

あと2点目の駐車場ですけれども、こちら府中市の方で対応を考えているかと思いますが、まずは道路整備が必要だということで、駐車場は全部無くなるわけではないものですから、特段その影響などは聞いておりません。府中市において、もしも不足しているという状況であれば、別で確保するなど、検討していくのではないかと考えております。

○上條会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょう。

斎木委員どうぞ。

○斎木委員

一つ教えていただきたいのですが、22ページに書いてある必要性・緊急性のところの道路の新設で、老朽化した総合体育館の移転を計画しているということですが、具体的にどの場所からどの場所へというのを教えていただければと思います。

○上乗管財第2部長

総合体育館はこちらの公園の方に整備すると決まっていますが、具体的にどこにというところまでは、まだ決まってはおりません。

ただ移転するというのは、府中市の方で計画を公表しておりますので、具体化した段階で、改めてこちらの審議会にお諮りしたいと思います。

○上條会長

今はどこにあるのですか。現在のです。

○上乗管財第2部長

郷土の森総合体育館ということで、府中駅から南の方でございます。

○上條会長

府中本町の競馬場の方ですよね。

○斎木委員

はい。わかりました。

○上條会長

よろしいでしょうか。西尾委員どうぞ。

○西尾委員

ご説明ありがとうございました。

ご説明を聞きながら、先ほどの件はものすごく緊急性が具体的でわかりやすかったですけれども、この件の緊急性みたいなものが、どうも分からぬところがありました。総合体育館があまり具体的な計画になつてないのに道路だけみたいなやり方ですね、少し不思議な感じがしております。この道路の線形図、例えば小金井街道との接続点がどのような理屈で決まっているのか。先ほどのオオタカの保全区域側から理屈が決まっているのか、道路の線形はどういう考え方で出されているのか、総合体育館がおそらくこの敷地の北東側に配置されると思いますが、計画が具体化されない中で、この道路計画がどのように具体化するのか、よく分かりかねるところがあります。その辺り何か、地元から言われてますか。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

まず大前提としてはこちら府中基地跡地になりますので、今は雑木林になっておりますけれども、基本的には処理を保留していたという地域になっております。

こちらを今後、地元の要望に沿って具体的に利用していきましょう、地元のためにどんどん活用していきましょうという流れに平成15年頃に方針転換を図りまして、その方針転換を受けて府中市としても、この使われていない広大な未利用地を、地元のために何とか使いたいということで、まず道路新設の右側の部分に公園を作り、総合体育館を移転しましょうという計画を作りました。

それで緊急性がないのかということで、地元としては、やはり未利用地になっておりますので、早期に、計画的に使いたいということがございまして、この公園を整備するにあたって、公園を整備すれば当然、人の流れが出てきますので、小金井街道と美術館通り、こちらの方に交通集中しますので、2つの道路の交通量を分散化するためのアクセス道路をまず作りたいとしております。それで、南側ですけれども、これも平和通りの方に繋げると、車の流れも平和通りに向けて、先に抜けていくだろうということで、交通の分散化を図りたいということで、まず道路の始点というか、終点の南側ですけれども、こちらの方をまず平和通りに繋げたいというところは当初から

府中市が計画しておりました。

ただオオタカの営巣が確認できたということで、左側の保全区域を設定しなければならないということになりました、オオタカの保全に必要であろうというところの範囲に沿って道路を作りましたので、線形が湾曲していますけれども、これがオオタカの営巣に支障がないだろうという距離を確保しながらの道路整備となっているものでございます。

○西尾委員

わかりました。どうもありがとうございます。

○上條会長

他はいかがですか。井岡委員どうぞ。

○井岡委員

漠然とした疑問なんですけども、確かに公園がたくさんある。周りにたくさんあるのに、ここもまた整理して公園にしなくてはいけないのかなという疑問がありまして、確かに南側の都立から、ずっと東にある浅間山の公園も都立て、平和の森公園は市、府中市でしょうか。それを整備するということなんでしょうが、そのオオタカの森の、ちょうどいい範囲だとおっしゃったんですけど、そのところのその線引というか、そこがどうしてもこれでなくていけなくて、もう少し広げるほうが良いのかなとか思ったものですから。そのところが、今、体育館とおっしゃったので少し分かったのですが、その公園の整備に対しての緊急性はどうなのかなと、少し疑問に思ったものですから。よろしくお願いします。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

まず府中市につきましては、様々なプロスポーツのチーム、ラグビーやサッカーなど、いろいろクラブチームが活動している場所でございまして、府中市としては、そういうものを活用しながら、スポーツのまちというような形で、スポーツ振興を全面に打ち上げていきたいというような趣旨の方策、方針がございます。また現在の体育館が老朽化しております、新しく公園といつても緑地だけでなく、総合体育館という形で整備し、府中市としてのブランドをこちらの方でまた新たに作りたい。あとは生涯学習センターも全部取り壊しまして、そういう機能は別の方に、文化センターに機能移転するなど、府中市全体の公共施設の移転再配置というのを進めております

で、その一環として、新しい体育館を整備するということになったものでございます。ただオオタカの営巣が確認されましたので、保全に影響が出てはいけないということは府中市も理解しておりますので、保全に必要な範囲を最大限確保しまして、公園を整備する、総合体育館などを整備するという形で利用計画を設定しているということでございます。

○井岡委員

わかりました。ありがとうございます。

○上條会長

他にいかがでしょうか。金野委員どうぞ。

○金野委員

すいません確認させていただければと思います。拡幅の方ですけれども、周りの状況を教えていただければと思いまして、今回この赤くなっているところで拡幅用に先にお使いになるということですが、歩道が狭くなっているというのは、この地域の中でここだけ狭くなっていて何か問題が生じているということなのか、それともこの美術館通りはどこまで続いているのかですけれども、赤くなっているところの延長線上というか、そこも同じ状況だけれども、そちらはそちらで手当をされているので、これを一体的に広げたいということなのか、教えていただけますか。

○上乗管財第2部長

ありがとうございました。

西側の小金井街道の方は、3.5メートルぐらいの歩道が既に整備されております。美術館通りの方は1.5メートルということになりますが、今後公園を整備していくと、人の往来が多くなるだろうと見込まれております。車もそうですけれども、自転車に乗ってくる人など、様々な人の流れが出てくるだろうと。そういうときに、現状1.5メートルだと、自転車ですれ違いがしにくいということがございますので、歩行者と自転車もですね、十分に安全にすれ違いができるような歩道を整備したいということで、3.5メートルの歩道を美術館通りに整備をしたいということでございます。

それで赤色の部分から東側の方ですけれども、これは現状まだ1.5メートルと狭いままになっておりまして、公園整備が今後行われていきますので、その中で歩道の拡幅をしていきたいと府中市は考えているということです。

○金野委員

なるほど。そうしますと今回この2つが合わさって出てきているということは、もともとは小金井街道から平和通りの道路をつくるという、その案件があったので、この歩道のところも一緒に今回考えられたという理解でよろしいでしょうか。

○上乗管財第2部長

確かにこういう今回の中央を抜ける新設道路がありますが、府中市としては公園や新たに体育館ができると、かなりの人・車そういう交通量が増えるということで、公園整備を見越した上で、美術館通りも拡幅したいということでございます。公園の整備を踏まえて道路を拡幅し、歩道も拡幅しておきたいという計画になっております。

○金野委員

ありがとうございます。

○上條会長

よろしいですか。他にはいかがでしょう。西尾委員どうぞ。

○西尾委員

今度は意見になりますけれども、今回の敷地内の道路ですね、これは今、西側は小金井街道ですが、南側は平和通りに繋がります。この平和通りが芸術劇場に南下していくと芸術劇場のT字に当たっているので、この路線は広域的にネットワークに広く繋がる路線とは言いがたいと思います。

さらに、そもそも周辺道路ネットワークが十分という感じではないので、やはり長期的に見ても、新たに整備される路線も小金井街道も含めて、全体として機能させるという考え方になるのかなと思います。その場合に先ほど整備済みと言われた小金井街道側ですね。私が手元で調べた3ヶ月前の写真を見ると、確かに今回の敷地側はそれらしき歩道がついてますけども、反対側が非常に歩道が狭くて小金井街道自体が十分な規格を持った道路と言いがたいかなと思います。

オオタカの営巣地ということが割とセンシティブに扱われる所以で、かなり神経質な議論になってくるのかなと想像はするのですけれども、一方で、私、現在住んでおります住居の近くにもオオタカが営巣しております、当然生き物ですので、ずっと同じところにいるわけではないんですね。なので点で抑えてそこを囲うような考え方をしてもしょうがなくて、やはり面としてどのぐらいの面積が残されてるかということが重要になるので、それを考えると、将来的な総合体育館の整備を見据えて、仮に小

金井街道を少々道路の規格を拡充したとしても、オオタカの営巣が即座に危機に陥るということでもないのかなと思います。この道路の考え方全体に関してですね、よくよく府中市にも、お考えをいただいたほうがいいのかなと思います。

せっかくこの国有地を活用していくということであれば、例えば小金井街道が現況のような形で残されるというのは、ちょっといかがなものかというのは、最近の写真を見て感じました。以上です。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

私も現地を見ましたが、小金井街道は2車線道路で、住宅街の道路という感じがしております。府中市においてもですね、このあたりの道路整備がどうなるのかということもありますけれども、当然、交通渋滞などの問題になれば、道路の拡幅などの整備、住宅街ですので、時間がかかる話かもしれません、中長期的に道路整備についても府中市の方に注視しておくように伝えておきたいと思います。

○西尾委員

誤解のないよう補足しますと、小金井街道の現況ですね、西側の住宅地を削ってという意味ではなくて、今回のような機会が、おそらく二度と訪れないことを考えますと、道路の東側、現況の敷地内を多少ですね、道路にゆとりを持たせるために確保するとかということを考えても良いのではないかと思います。将来的に総合体育館ということですから、例えば自転車の通行、そういう利用も十分考えられますので、そういう利用を想定すると現状の小金井街道は、心許ないなという印象を受けたので、十分ご検討いただければと思います。

○上條会長

小金井街道は国道ですか、都道ですか。

○上乗管財第2部長

小金井街道は都道です。

○上條会長

逐次、拡幅してくるんですよね。小金井街道、広くなったり狭くなったり。多分、今後の計画の中には全体を広げていくという予定はあるのでしょうか。新小金井街道も決して広くないですけど、新小金井街道の方がこのエリアだと多分少し広いと思います。今後の計画の中で拡幅は東京都が、考えていただかないといけないとい

うことになるんだろうと思いますよね。大変、狭い道路ですよね。

○上條会長

入江委員どうぞ。

○入江委員

私の方からも意見です。同じように道路のお話で、先ほど上乗部長の方から、公園の中に道路を作ることによって、人も車も多く入るようなことが予想されるという。その話は良い意味で言われたと思うのですが、我々、公園の専門家からすると、それは悪い方向性で、逆に言うと車を逆に公園の中にこんなに入ってきてもらうと困るというようなことで、子供の安心安全や公園の利用者の安全確保から考えれば、車が公園の周りにたくさん増えるのも困る。

先ほどの道路の話の中で出ましたが、小金井街道はやはり信号機も多いですし、こういった新設した道路は抜け道になりやすいわけで、こうした道路は公園の真ん中に走ってくると、抜け道として使われ、スピードも増してくるというようなことが予想されます。

平和通りという名前のもとですね、そういった事故が起きても困りますので、やはりここはきちんと府中市さんに、道路の線形含めて、或いは途中途中にバンプを設けるなど、何かスピードを落とすような仕掛けだとかですね、或いは一方通行も検討するなど、または自転車道路をきちんと取るなど、何かしら公園らしい道路に、ここは設えをして欲しいということを要望としてお願いしたいということです。

○上乗管財第2部長

ありがとうございます。

今、ございましたご意見ですが、計画としては2車線になりますので、一方通行ではない予定になっていると思いますが、減速するバンプなどの仕組みなどを導入できないかというのは、府中市の方に伝えておきたいと思います。

○上條会長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それではまた貴重な意見が出ましたので、府中市との対応よろしくお願ひいたします。

ご意見も出尽くしましたので、諮問通り決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長

それでは諮問通り決定をいたします。

続きまして了解を求める事項の審議に移りたいと思います。

了解を求める事項

東京都立川市錦町4丁目に所在する土地を立川市が道路として都市計画決定することについて

○上條会長

東京都立川市錦町4丁目に所在する土地を立川市が道路として都市計画決定することについて審議いたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○上田管財第2部次長

はい、説明者交代いたしまして、管財第2部上田でございます。

よろしくお願ひいたします。

東京都立川市錦町4丁目に所在する土地を、立川市が道路として都市計画決定を行う件について、ご説明申し上げます。

現在、立川市が整備を計画しているJR西国立駅前交通広場とその取付道路に係る都市計画については、令和7年度中に都市計画案の公告・縦覧を行い、8年度に都市計画決定を行う予定となっております。

本財産の処分時期は令和14年度以降と相当先ではありますが、都市計画決定がなされることにより、財産の一部について利用計画が事実上確定することから、本件を了解事項として地方審議会にお諮りするものでございます。

はじめに財産の概要についてご説明いたします。25ページの「位置図」をご覧ください。本財産は、JR南武線「西国立」駅の南西方約60メートルに位置しております。

次に26ページの「案内図」をご覧ください。

本財産の全体の数量は10,839平方メートルとなっており、周辺には病院や公

的施設、戸建て住宅などが立地しております。

次に 27 ページの「現況写真」をご覧ください。

左上の略図にお示ししている通り、本財産は四方を道路に囲まれた平坦な土地となっております。写真①は、対象財産を北東側から撮影したものです。写真②は、北側を撮影したもので、幅員約 7 メートルの市道に接しております。写真③は、西側を撮影したもので、幅員約 13 メートルの市道に接しております。

続いて、「財産の沿革」についてご説明いたします。28 ページをご覧ください。右側の図の青色で着色された部分は、昭和 48 年 1 月から国家公務員共済組合連合会に対し立川病院の敷地として貸付していたものです。現病院への建替えに伴って生じた余剰地が平成 30 年 10 月に国に返還されました。また、図の緑色で着色した部分は、平成 27 年 3 月に防衛省より所管換を受けた自衛隊東京地方協力本部立川出張所の跡地でございます。

次に、本財産を含む周辺地域のまちづくりの沿革についてご説明いたします。

29 ページの左側の表をご覧ください。

本財産の周辺地域においては、平成 22 年に市役所庁舎が立川基地跡地へ移転したほか、これと前後して、立川病院の建替え、国機関の基地跡地への移転が計画されておりました。このため、立川市は平成 22 年 5 月に、市役所の旧庁舎敷地及び周辺の国有地を中心とする地域における継続的なまちづくりの基本的な考え方を「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」としてまとめております。右側の図は「グランドデザイン」で示された土地利用ゾーニングです。西側から順に「公共公益ゾーン」、「医療施設ゾーン」、「西国立駅前ゾーン」の 3 つの土地利用ゾーンが設定されております。本財産は黄色に着色された西国立駅前ゾーンに位置しており、周辺との環境調和に配慮しつつ住宅・近隣店舗などの駅前利便施設を配置し、地域住民や駅利用者が便利で夜間等も安心して利用できる駅前地区を構成していくこととされています。

西国立駅前ゾーンには、従来から南武線の踏切による交通渋滞の発生や、公共交通機関等への乗り換え環境の整備といった課題があったこと、また南武線の鉄道立体化の動きがあったことから、グランドデザイン策定後、これらを踏まえたまちづくりが検討されてきました。具体的には、平成 27 年 7 月に「西国立駅西地区地区計画」の策定、平成 29 年 6 月に「立川市都市計画マスターplan」の改定、令和 4 年 3 月に「西国立駅周辺地域まちづくり構想」の策定が行われており、これらの計画において、

本財産が所在する駅西側に駅前広場及び駅へのアクセス道路を整備することとしています。

30ページをご覧ください。先ほどご説明しました都市計画関連の各計画等の関係性について整理しております。

まず、立川市の都市計画に関する基本的な方針として、「立川市都市計画マスター プラン」があり、これを補完するものとして、「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」及び「西国立駅周辺地域まちづくり構想」があります。「都市計画マスター プラン」で示された方針に基づき、特定の地区の特性に応じた、よりきめ細やかなまちづくりを進めるための下位計画として「西国立駅西地区地区計画」が策定されています。

なお、今回ご審議いただく都市計画でございます「立川都市計画道路7・4・5号 西国立駅線」も「都市計画マスター プラン」で示された方針を具体化する下位計画と位置付けられます。

また、東京都が決定する都市計画である「都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差化計画」について、現在、都市計画決定に向けた手続きが進められております。スケジュールとしては、今年度中に都市計画案が公告・縦覧される予定と聞いております。

次に、都市計画の内容についてご説明いたします。31ページの右側をご覧ください。

本件都市計画の素案では、先ほどご紹介した課題の解決を図るため、国有地以外の土地も含めた約4,000平方メートルの交通広場を新設するとともに、交通広場と立川都市計画道路3・5・6号線を繋ぐ既存道路を2車線、幅員16メートルに拡幅する計画となっております。

本都市計画道路の計画区域内に、約3,500平方メートルの国有地が含まれております。具体的には、左側の図面の網掛け部分が道路用地として処分する予定地であり、処分数量は、今後の測量により確定します。

32ページは、交通広場の計画イメージです。東京都が計画しているJR南武線連続立体交差化計画にあわせて、誰もが利用しやすい交通広場及び駅にアクセスする道路の整備を図る内容となっております。

続いて、都市計画決定のスケジュールについてご説明します。33ページをご覧ください。

令和7年度中に立川市において都市計画法に基づく公告・縦覧を実施し、8年度中に都市計画決定される予定となっております。

最後に、国有地の処分スケジュールについてご説明いたします。34ページをご覧ください。

都市計画が決定された後、令和9年度以降に立川市が国有地を含め、用地の測量等を実施し、道路用地の範囲・数量を確定したうえで、令和14年度以降に当審議会に諮問のうえ、市へ処分する予定となっております。

35ページをご覧ください。処分予定部分を除いた残余地、すなわち左側の図面の赤線で囲まれた範囲のうち、白い部分の利用方針につきましては、将来のニーズに備えるため、留保財産として国が所有権を留保することの要否も含め、本件都市計画事業の進捗等も踏まえながら、検討を進めてまいります。

説明は以上となります。

○上條会長

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。西尾委員どうぞ。

○西尾委員

ご説明ありがとうございました。

質問ですけれども31ページ、都市計画道路が駅前広場のケースで鍵型に入り込むという、パッと見て非常に複雑な形状だと感じています。普通、駅前広場を形成する場合、幹線道路があったらまっすぐですね、この場合ですとこの敷地の東側にやすらぎ通りがありますが、そちらを拡幅してこの立3・5・6号線に接続させる方が素直かなというふうに受けたのですが、なぜこのような形状になっているかというところのご説明をお願いします。

○上田管財第2部次長

ご質問ありがとうございました。

今ご指摘いただきました東側のやすらぎ通りの方から進入する方が良いのではないかといった点でございますけれども、東側のやすらぎ通りと、立川南通りの交差点の部分が、さらに東に所在いたします既存の交差点からの距離が短くなってしまって、立川南通りからやすらぎ通りの方に右折するための車線長を確保できないといった事情がございまして、現在計画しております西側の方から進入するような形で計画

がされたと聞いてございます。

○西尾委員

どうもありがとうございます。

○上條会長

他にございますでしょうか。斎木委員どうぞ。

○斎木委員

ありがとうございます。

そうしますと、教えていただきたいのですが西国立駅そのもの、例えば駅舎ですとかその駅の施設、特に駅前広場との結節点あたりの開発計画というか、これはJRさん側にあるのかもしれません、そのあたりをご存じでしたら教えていただきたいと思います。

○上田管財第2部次長

その接続のポイントについてのご質問でしょうか。

○斎木委員

例えば駅舎を建て直すだとかですね、そういった部分です。

○上田管財第2部次長

こちらの区間、谷保から立川の区間については高架化していく計画がございまして、西国立駅も現在は地上にホームがございますが、その計画の中で高架ホームになります。そちらから交通広場のような形で、交通広場ではロータリーを作つてというようなイメージでございます。

ただ具体的なところは東京都の方で進めています都市計画と並行して進めているところもございまして、現時点においては詳細までは定まっていないということでございます。

○斎木委員

わかりました。ありがとうございます。

○上條会長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見も出尽くしたようですので、説明のありました通り、了解したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは本件は、事務局の説明の通り了解することといたします。

以上、諮問事項の2件につきましては、諮問通り決定され、了解を求める事項につきましては、了解が得られましたので、後程、関東財務局長に対し答申書をお渡しすることといたします。

以上をもちまして、本日予定された議題はすべて終了いたしました。

5 閉会

○上條会長

関東財務局長からご発言がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○後藤関東財務局長

本日はご多用のところご審議をいただき、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

ご審議の結論を踏まえ、早速手続きを進めて参りたいと考えております。

また、本年9月19日をもちまして、上條会長、澤野委員、湊元委員は任期満了により、本審議会委員をご退任予定となっております。

上條会長におかれましては、会長職として5期10年にわたり当審議会にご審議を賜りました。

また、澤野委員、湊元委員におかれましても、長きにわたり当審議会でのご審議にご尽力を賜りました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、皆様方の今後ますますのご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○上條会長

ありがとうございました。

それでは最後に事務局から連絡事項がございます。

○中野管財第1部長

本日いただきました答申とその概要につきましては、関東財務局のホームページに掲載するとともに、記者クラブに投込みさせていただきます。これらについては本日この後、事務局の方で対応させていただきます。

また、議事録につきましては、委員の皆様方のご確認をいただいた上で、公表させていただきたいと思います。

以上でございます。

○上條会長

ありがとうございました。

それではこれをもちまして散会といたします。ありがとうございました。

最後に、先ほどご紹介ありました通り私事でありますけども、今回の地方審議会が最後に議長を務めさせていただくということになりました。

委員の皆様には長い間にわたりまして、大変、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、心から感謝をさせていただきたいと思います。

また皆様方の様々な専門的な知見からですね、いろいろな角度でご意見を頂戴いたしましたので、私自身も大変勉強させていただいたなというふうに思っております。重ねて御礼を申し上げて最後とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

以上で閉会でございます。ありがとうございました。

午後4時49分閉会